

愛媛県教育委員会11月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成24年11月16日（金）午前10時30分
愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 松岡義勝 委員 西田真己 委員 関 啓三
委員 堺 雅子 委員 脇斗志也 教育長 仙波隆三

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 井上 正	管理部長 伊藤 優
教育総務課長補佐 仙波純子	教職員厚生室長 越智和彦
生涯学習課長 高橋 仁	文化財保護課長 山本亜紀子
保健体育課長 福田和樹	義務教育課長 越智眞次
高校教育課長 北須賀逸雄	人権教育課長 新谷和志
特別支援教育課長 西原昇次	

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午前10時30分開会を宣する。

委員長 議事の議案第53号の公立中学校元教員の退職手当支給制限処分案件及びその他の協議案件の表彰案件2件については、いずれも人事案件であることから、並びにその他の協議案件の教育委員会関係の条例の一部改正案については、今後、知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件であるが、知事による公表がされていないことから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(2) 10月定例会会議録の承認

委員長 10月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

「日土小学校 中校舎、東校舎」の国重要文化財指定の動向について

文化財保護課長 八幡浜市立日土小学校の中校舎と東校舎については、国の文化審議会の答申により、国重要文化財（建造物）に指定される見込みとなった旨、並びに校舎の優れた意匠を含む概要、今後の動向、及びこれまでに受けた表彰など国内外で高い評価を受けている状況について報告する。

協委員 木造校舎横に流れる川との関係から、水害等による校舎の劣化など、耐久性の確認状況について質問する。

文化財保護課長 日土小学校については、平成16年の台風によって校舎が大きな被害を受けた際、改築か存続かで地元住民の意見が二つに分かれて議論があり、最終的には、学校としての機能と文化財としての価値を共存していくことを決定した旨、並びに平成20年からの保存再生工事では、文化財としての価値のみならず、学校の校舎としての耐震性、耐久性及び安全性を十分考慮して改修したと聞いている旨回答する。

委員長 県内で同時代の他の優れた木造建築に関する文化財としての評価について質問する。

文化財保護課長 学校に関しては、現役では県内で最も古い木造建築である伊予市立翠小学校をはじめ、古くからある木造校舎は他に多数あるものの、日土小学校については、単に木造校舎としてだけではなく、モダニズム建築としての価値に加えて、地域や建築関係者が文化財として保存しようとする熱意ある取組も評価された旨、及び学校以外の文化財についても、建築年代だけではなく、建物の特徴、地域の中での役割、地元の取組等を総合的に判断して評価されている旨回答する。

(4) 議 事

専決処分の承認

○教職員の報賞について

義務教育課長 死亡した公立中学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

議案審議

委員長 議案第53号を上程する。

○議案第53号 公立中学校元教員の退職手当支給制限処分について
委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 自動車運転過失致死の罪で禁錮1年2月、執行猶予3年の刑に処され、地方公務員法第28条第4項の規定により失職した公立中学校元教員に対し、愛媛県職員退職手当条例第12条第1項の規定により退職手当の全部を支給しないこととする原案を説明する。

協委員 衝突した自動二輪の運転手が対向車にひかれて死亡するという不幸な事故で失職しており、社会的責任は果たしていると考ええるが、加えて退職手当の全部を支給しないこととする処分の必要性について質問する。

義務教育課長 交通死亡事故を起こした場合には、略式命令による罰金刑と起訴される場合とがあり、今回の事故に係る判決では、その責任のほとんどが元教諭にあるとされ、過失割合が非常に高い判決となっている旨、並びに制度上、失職した者への退職金は原則不支給となっており、判決内容及び過去の事例を勘案し原案とした旨回答する。

委員長 故意によるものでなく、失職した上に退職金の全額不支給と気の毒な面はあるものの、一定のルールに基づき判断すべき事案と考える旨意見を述べる。

教育長 現在、公務員の不祥事に対しては、厳しい目が向けられていることから、退職金を積極的に支給することはふさわしくないと考え、原案とした旨回答する。

協委員 一定のルールに基づいた原案なら仕方がないと考えるが、失職した当該元教員に対し、今後何らかのフォローをお願いしたい旨意見を述べる。

義務教育課長 現在、民間では雇用保険に当たる手続について案内している旨回答する。

委員長 以前、県立学校職員の交通事故により禁錮刑となった案件も、退職手当が不支給となっており、今回のケースもやむを得ないと考える旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(5) その他

教育職員の給与に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

高校教育課長 愛媛県人事委員会の勧告に基づき、55歳を超える教育職員の昇給を抑制するため、教育職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

協委員 対象となる職種について質問する。

高校教育課長 対象は職種に関係なく、55歳以上の教育職員全てである旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成24年度県政発足記念日知事表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長補佐 平成24年度県政発足記念日知事表彰の被表彰候補者（2名）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

平成24年度キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 平成24年度キャリア教育優良教育委員会・学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰の被表彰候補学校（2校）の推薦について説明する。

堺委員 職場体験活動への取組に関し、1日だけでなく複数日実施している中学校はあるか質問する。

義務教育課長 複数日実施している学校は他にもあるが、5日間実施しているのは推薦候補となっている中学校だけである旨回答する。

関委員 推薦候補理由に関し、地域性は考慮されているか質問する。

義務教育課長 特に地域性は考慮していないが、県内の一部の地域に偏らないよう配慮して推薦している旨回答する。

関委員 今後はそういった幅広い観点も推薦理由として考慮してほしい旨意見を述べる。

委員長 候補校一覧からは県内の地域バランスが取れていると感じる旨意見を述べる。

西田委員 推薦候補中学校に関し、地域・保護者との連携による全ての事業所の巡回訪問が評価できることから、他の学校に同様の

取組はあるか質問する。

義務教育課長 学校側からの呼びかけはないものの、PTA側からの希望があれば実施している学校もあると聞いている旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉会

委員長 午前11時10分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。